

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年10月号 | No. 10/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会

第 15 回 PCT 作業部会会合が、2022 年 10 月 3 日から 7 日にわたりハイブリッド会議としてジュネーブにて開催されました。本作業部会で議論され、検討された出願人に関連する主なトピックスの一部を以下に紹介します。

フルテキスト形式の出願の処理

本作業部会は、XML 若しくは DOCX 出願に基づくフルテキスト形式の国際出願の効果的なエンド・ツー・エンド処理に関する取決め案を作成する方向を支持しましたが、技術的、法的な詳細の多くについては解決策が必要とされます (文書 PCT/WG/15/14 参照)。国際事務局 (IB) は、XML/DOCX 出願を容易かつ安全で望ましい選択肢とする解決策を特定するため、官庁及び弁理士と協議するよう提案しました。

PCT の方式チェック

本作業部会は、PCT の方式審査の品質向上を目的とした選択肢を検討しました (文書 PCT/WG/15/6 参照)。一部の加盟国代表団は、方式審査の一貫性を改善し、方式上の異議を減らす提案に強い関心を示したものの、ある程度均一化された国際公開を確実に行う目的において必要な選択肢ではないとし、他の数か国は、方式審査を IB に集中化する提案に懸念を表明しました。本作業部会は、国際公開の標準と PCT 規則 11 の準拠が必要とされる範囲について明確な定義の設定を検討することを含め、この問題をさらに考慮するよう IB に求めました。

IB は、当事務局との通信に許可される言語を、段階的にさらに拡大することを認める提案を別途検討することに合意しました。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

書面による開示以外の開示の引用

本作業部会は、先行技術の定義について、書面による開示以外の開示を含めるよう拡大する IB の提案を基本的に支持し（文書 PCT/WG/15/5 参照）、特にそのような引用の複写の保管と提供について実施内容を詳しく検討するよう国際機関に求めました。

WIPO 標準 ST.26 の実施

本作業部会は、WIPO 標準 ST.26 の実施に関する文書（文書 PCT/WG/15/3 及び PCT/WG/15/9 参照）に留意しました。加盟国代表団は、WIPO Sequence の利便性の向上と PATENTSCOPE での配列表の表示機能の実装に期待を示しました。本作業部会はまた、配列表や他の出願内容を元の形式で交換することを認める、優先権書類に関する新しい標準の要件について評価するよう WIPO 標準委員会に求めました。

複数言語による国際出願

本作業部会は、受理官庁と国際調査機関がそれらの言語全てを認めている場合、複数の言語で記載された国際出願の問題に対処するため、PCT 規則を改正する欧州特許庁の提案（文書 PCT/WG/15/18 参照）を概ね支持しました。しかしながら、一部詳細についてはさらなる議論が必要とされました。

特許審査ハイウェイの PCT への正式統合

本作業部会は、特許審査ハイウェイを PCT に正式に統合するこれまでの取り組み（文書 PCT/WG/15/16 参照）に留意し、将来の本作業部会の対面会合にて情報共有ワークショップを準備するよう IB に求めました。

国際出願と関連書類の提出形式

受理官庁が国際出願と中間書類の電子形式に限った提出を要求することを認めるブラジルによる提案に広い関心が寄せられました（文書 PCT/WG/15/13 参照）。しかしながら、加盟国代表団は出願人の救済措置や、紙での提出を締約国の官庁に認めるよう規定する特許法条約との整合性に懸念を示しました。

PCT 最小限資料

PCT 最小限資料に関する PCT 規則改正案（文書 PCT/WG/15/11 及び PCT/WG/15/12 参照）は支持されました。しかしながら、一部の加盟国代表団は、規則改正を採択する前に関連する実施細則草案の実施内容の確定が必要な点を考慮しました。

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

加盟国代表団の多くは、ある官庁が他の官庁のために徴収する手数料について、WIPO 手数料移転サービスの利用を義務付けする提案を基本的に支持しました。また、ある官庁に代わり IB に対し手数料を「集中決済」する提案も一部支持されました。これにより ePCT 経由で提供されるサービスへ支払を統合することが可能になります（文書 PCT/WG/15/10 参照）。IB は、将来の作業部会会合に向けて WIPO 手数料移転サービスの利用義務に関する規則変更案を作成し、一部官庁を対象に集中決済の試行プロジェクトを検討する予定です。

その他の事項

作業部会は以下の事項も検討しました。

- 特許審査官を対象とした研修の調整 (文書 PCT/WG/15/7 参照)
- 実体審査を行う特許審査官を対象とした研修向けの e-learning 資料のリポジトリ (文書 PCT/WG/15/4 参照)
- PCT の技術支援の調整 (文書 PCT/WG/15/10 参照)
- 五大特許庁 (IP5) による PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトのステータスレポート (文書 PCT/WG/15/8 参照)
- PCT オンラインサービス (文書 PCT/WG/15/15 参照)
- 第 29 回 PCT 国際機関会合 (文書 PCT/WG/15/2 参照)

要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/15/19) は、作業文書と併せて WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=72089

PCT 技術協力委員会

第 32 回 PCT 技術協力委員会会合が、第 15 回 PCT 作業部会会合に併せて 2022 年 10 月 3 日から 7 日にわたりジュネーブにて開催されました。当委員会は、サウジ知的所有権機関を PCT の国際調査及び予備審査機関として選定することを PCT 総会に勧告しました。

詳細は議長による要約をご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=587471

ISA としての欧州特許庁: CNIPA/EPO 試行プロジェクトが 2023 年 11 月 30 日まで延長

2020 年 12 月 1 日から、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) と欧州特許庁 (EPO) は、中華人民共和国の国民若しくは居住者である PCT 出願人が、受理官庁としての CNIPA 若しくは国際事務局に対して行われる国際出願のための国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、CNIPA に加えて、欧州特許庁 (EPO) を選択することを認める試行プロジェクトを開始しました。

本試行プロジェクトの第一段階は、2020 年 12 月 1 日から 2 年間の期間で開始されました。2022 年 11 月 30 日に終了予定ですが 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで 1 年間延長される予定です。

本試行プロジェクトの枠組みにおいて CNIPA が ISA としての EPO を指定するには、以下の条件が必要となります。

- 英語で行われる国際出願にのみ適用される
- 受理官庁としての CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対して行われる国際出願に適用される

(c) 延長された 12 か月の期間に最大 3,000 件の国際出願が先着順に受理される

本試行プロジェクトの開始時に設定された移行期間は引き続き適用され、当期間中は受理官庁としての CNIPA に対し国際出願を行い、ISA として EPO を選択する出願人は、ISA として行動する EPO に直接国際調査手数料を支払う必要があります。

料金は、ユーロの支払のみであり、PCT 手数料表 I(b) に掲載されています。調査手数料が支払われると、ISA/EP へ調査用写しを送付する手続が開始されます。出願人の皆様には、EPO の Online Credit card platform (<https://www.epo.org/fee-payment-service/en/login>) のご利用或いは、EPO の預金口座をお持ちであれば、EPO Online Filing (OLF) 若しくは EPO case management system (CMS) のご利用をお勧めします。銀行振込若しくは EPO Online Fee Payment service 経由での調査手数料の支払はできません。

受理官庁としての IB に対し行われる国際出願については、調査手数料はユーロ、スイスフランか米ドルで直接 IB にお支払下さい。各通貨の換算額は PCT 手数料表 I(b) に掲載されています。

より詳細な情報については、以下をご参照下さい。

- EPO ウェブサイトのよくある質問の一覧
<https://www.epo.org/service-support/faq/own-file/cnipa-epo-pilot.html>
- CNIPA ウェブサイトの掲載情報
https://english.cnipa.gov.cn/art/2022/9/30/art_1340_179068.html
- CNIPA と EPO の共同声明
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/9/16/art_53_178765.html 及び
<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220916.html>

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) が更新されました)

経済発展観光省 (モンテネグロ): 受理官庁機能の終了と国内ルートの閉鎖

経済発展観光省 (モンテネグロ) は、2022 年 10 月 1 日から、PCT 受理官庁として行動することを終了した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、当該日以降は当該官庁に対し PCT 出願を行うことはできません。当該官庁は、PCT 受理官庁の義務を欧州特許庁 (EPO) に委任し、EPO は IB に加えてモンテネグロの居住者若しくは国民である PCT 出願人のために受理官庁として行動します。

さらに当該官庁は、2022 年 10 月 1 日以降に行われる国際出願について、PCT 経由で特許保護を取得する国内ルートを閉鎖したことも IB に通知しました。モンテネグロにおける保護を希望する出願人は、今後当該国の国内段階へは移行できません。モンテネグロが 2022 年 10 月 1 日から欧州特許条約 (EPC) に拘束されているため、当該日以降に行われた国際出願は、欧州特許について自動的にモンテネグロの指定を含みます。これを受けて PCT 出願人は、欧州特許庁に対し広域段階移行する場合に限りモンテネグロにおける保護を求めることができます。EPC 締約国であり、且つ国内ルートを閉鎖した国

の一覧は、ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、ラトビア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、サンマリノとスロベニアです。

加えて、経済発展観光省（モンテネグロ）は、他の官庁に対し国際出願を行う際に適用する国内法の規制に関し IB に詳細を提供しました。詳細は、出願人がモンテネグロの国籍を有する、モンテネグロに居所若しくは所在地を有する場合であって、国際出願がモンテネグロの防衛と安全保障に係る重要な発明に関する場合は、モンテネグロ防衛省に対する出願が義務付けられており、EPO 若しくは IB に対し出願は行わないこととしています。

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (ME) 及び C (ME) が更新されました)

国際出願の電子出願及び処理

品質管理知的所有権機関 (IGQPI) (カーボベルデ)

受理官庁としての品質管理知的所有権機関 (IGQPI) (カーボベルデ) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 10 月 31 日から ePCT 出願を利用して電子形式で行われる国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 9 月 29 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CV) が更新されました)

イラク特許庁 (IQPO) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのイラク特許庁 (IQPO) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2022 年 9 月 4 日から ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願の受理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 9 月 22 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IQ) が更新されました)

ジャマイカ知的所有権庁 (JIPO) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始 – 修正

受理官庁としてのジャマイカ知的所有権庁 (JIPO) による、ePCT 出願を利用した電子形式で行われる国際出願の受理開始の発効日は 2022 年 8 月 22 日であり、PCT ニュースレター 2022 年 7-8 月号に記載された 2022 年 8 月 15 日ではありませんのでご注意ください。

加えて、電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2022 年 8 月 25 日付ではなく、2022 年 9 月 22 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JM) が更新されました)

受理官庁が電子出願に関する通知を更新

以下の官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

- FI フィンランド特許登録庁 (PRH)
- AP アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO)
- TR トルコ特許商標庁 (Turkpatent)

該当する変更は、2022 年 9 月 22 日及び 10 月 6 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日から発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- AP アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- DK デンマーク特許商標庁: デンマーク語、英語、仏語、独語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び別の出願言語の両言語でも提出することを許可しています。
- TH 知的財産局 (DIP) (タイ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。
- ZA 企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ): 英語。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

ISA 及び IPEA 取決めの最新/更新情報

韓国知的所有権庁

韓国知的所有権庁と WIPO 国際事務局間の取決めの更新版が、2022 年 12 月 1 日から発効予定です。当取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関としての韓国知的所有権庁の機能に関するもので、英語と仏語の PDF 形式でそれぞれ以下に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

https://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

PCT アップデート

CV: カーゴベルデ (管轄国際調査機関及び予備審査機関、電子形式による国際出願の提出)

CZ: チェキア (電子メールアドレス)

IQ: イラク (電子形式による国際出願の提出)

JP: 日本国 (手数料)

2022 年 11 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に日本円で支払う国際出願手数料と 30 枚を超える用紙 1 枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表の項目 4 に掲載された適用される手数料減額の日本円での換算額も変更され、手数料表 I(a) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

ME: モンテネグロ (官庁名、電子メールアドレス、インターネットアドレス、電話番号)

RO: ルーマニア (国の安全に関する規定)

SE: スウェーデン (手数料)

SY: シリアアラブ共和国 (手数料)

取扱手数料 (日本国特許庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV))

2022 年 11 月 1 日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁に日本円で、スウェーデン知的所有権庁 (PRV) にスウェーデンクローナで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ 28,600 円と 2,200 スウェーデンクローナとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) 及び (SE) が更新されました)

調査手数料 (一部官庁)

2022 年 11 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

シンガポール知的所有権庁.....	ユーロ
中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA).....	米国ドル
日本国特許庁.....	スイスフラン
韓国知的所有権庁.....	スイスフラン
国立工業所有権機関 (ブラジル).....	米国ドル

また、2022 年 12 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記の特定の通貨で支払う換算額が変更になります。

韓国知的所有権庁..... 米国ドル

米国特許商標庁 (USPTO)..... ニュージーランドドル、南アフリカランド

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、CN、JP、KR、SG、US) が更新されました)

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

以前お知らせしました通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料はある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は、https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

IB は、2022 年 10 月 6 日付の公示 (PCT 公報) (279 ページ目から) に、当事務局に当サービスへの参加を通知した官庁、又は参加する業務範囲の変更に関する情報を掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁に関して、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご注意下さい。

オーストラリア特許庁

オーストラリア特許庁は、故エリザベス二世女王陛下に敬意を表し、国として喪に服す日として 2022 年 9 月 22 日が国の休日に指定されたため、公衆に対し閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当閉庁に関する通知は、オーストラリア特許庁ウェブサイトからご利用下さい。

<https://www.ipaustralia.gov.au/sites/default/files/offices-closed-act-dg-declaration-2022-national-day-of-mourning.pdf>

ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ)

ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ) は、故エリザベス二世女王陛下の追悼日として 2022 年 9 月 26 日は公衆に対し閉庁した旨を IB に通知しました。

当閉庁に関する通知は、IPONZ ウェブサイトに掲載されました。

<https://www.iponz.govt.nz/news/iponz-closed-for-queen-elizabeth-ii-memorial-day-26-september-2022/>

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、悪天候のため 2022 年 9 月 26 日は公衆に対し閉庁しました。

官庁により IB に提供された閉庁日の追加情報は、以下をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引 (仏語とスペイン語版)

PCT ニュースレター 2022 年 9 月号に掲載された情報への追加です。PCT 国際段階及び国内段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」及び「国内段階の概要」の仏語とスペイン語版が更新され、それぞれ以下のリンクからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/fr/guide/ipindex.html>

<https://www.wipo.int/pct/fr/guide/npindex.html>

<https://www.wipo.int/pct/guide/es/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

<https://www.wipo.int/pct/guide/es/gdvol2/pdf/gdvol2.pdf>

ロシア語の更新版は準備中です。

PCT 規則の履歴

PCT 規則の履歴が、2020 年 7 月の更新後に発効した規則改正を含み 2022 年 7 月 1 日付で更新されました。

当資料では、PCT 規則の採択以来行われた規則変更が、PCT 規則ごとに時系列に掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- “Everything you need to know about ePCT” ウェビナーシリーズから、ePCT Open Q&A Session (2022 年 10 月 4 日から 6 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、International Search and Preliminary Examination (2022 年 6 月 23 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語のウェビナー

下記の独語のウェビナーの録音

- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、Amendments and Rectification of Obvious Mistakes (2022 年 9 月 22 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- PCT system: Priority corrections and other corrections in PCT international application (2022 年 6 月 9 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

グローバル・イノベーション・インデックス

2022 年版グローバル・イノベーション・インデックス (GII) がご利用いただけるようになりました。

https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/2022/

2022 年版 GI には、続く新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミック、生産性成長率の鈍化などの変化する課題を背景に、グローバルイノベーションの最新動向を追っています。イノベーションの強みや弱みに焦点を当てながら、132 経済圏のイノベーションパフォーマンスをランク付けし、世界の最も革新的な経済圏を紹介しています。2022 年版 GI の評価結果の概要は、プレスリリース PR/2022/895 に掲載されています。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0011.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

国際出願の早期公開を請求する際の考慮

Q: 国際出願を行いました、競合他社が当方の発明と類似した製品を開発中であると聞き、出願の早期公開を請求すべきか思案しています。国際事務局による早期公開を請求する前に考慮すべき点がありますか？また、請求したい場合はどうすれば良いのでしょうか？

A: 国際出願の国際公開は、優先日から 18 か月を経過した後速やかに行われます (PCT 第 21 条 (2)(a))。この 18 か月の期間は、出願を進めるか否かさらに検討する機会を与え、また多くの国内法の実務と一致しています。PCT 第 21 条(2)(b) に基づき国際出願の早期公開を請求することができますが、請求する前にそれがご自身の関心に沿ったものであるのか慎重に考える必要があります。

早期公開を請求する前に考慮すべき点

国際出願を優先日から 18 か月より前に公開することで得られる特定のメリットがあります。

- この実務アドバイスの事例では、競合他社が関連する主題に関する出願を行う前にご自身の出願を公開することで、競合他社の出願の特許性が判断される際に、その公開された出願が先行技術として利用可能となっていることが重要になる場合があります。
- 早期公開することで、特定の指定 (又は選択) 官庁から、一定の条件下で早期の仮保護が付与される場合があります。仮保護の権利の例として、国内法に基づき、後に特許が付与されることを条件に、先の公開日から発生した侵害に対する特許使用料が支払われることや、侵害製品の製造を停止するよう競合他社に対し停止通告書を送付できるなどの出願人の権利があります。
- 出願人が一部締約国においてできる限り早急に特許の付与を得たい場合、(国内段階移行する条件ではありませんが) 出願の国際公開が、特定の国内法に基づき国内審査を開始する前提条件となる場合があるため、出願を早期に公開することが望ましいことがあります。
- 出願人は、宣伝、取引先との交渉、又は投資家を募る目的で、公開された特許出願を引用しやすくなります。

一方、早期公開の請求を行う前に考慮すべき潜在的なマイナス効果もいくつかあります。

- 国際出願の早期公開は、特定の重要な意思決定プロセスを早め初期段階で行うこととなります。早期公開の請求がなければ、国際公開の技術的準備が完了する前であれば、公衆に出願内容を開示せずいつでも出願を取り下げることが可能です (PCT 規則 90 の 2.1(c) 参照)。例えば、特許を取得する可能性が低そうであり、且つ内容をまだ機密にしておきたい場合、発明をさらに発展させ、出願は後で行いたい場合、又はその特定のイノベーションには企業秘密の保護がより適切だと考える場合などです。つまり、一度国際公開が行われると元に戻すことはできず、その後出願を取り下げたとしても、出願は公開されたままとなります。したがって、早期公開の請求を検討する場合は、出願の状況を慎重に判断して下さい。
- 早期公開により、市場の競合他社が、特許権侵害のリスクを回避するため、又は公開された技術をさらに発展させるため、より早い時期から出願中の特許を考慮して技術設計する可能性があるかもしれません。

考慮すべき他の関連点

早期公開の請求を決めたら、請求を行う前後に他の関連する手続上の問題の検討が必要な場合もあります。以下にそのような問題の例を挙げます。

国際公開に反映すべき書誌情報の変更はありますか？ 変更があれば、例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の請求は、早期公開の請求を行う前に提出する必要があります。

国際出願の方式上の欠陥を補正する必要はありますか？ 早期公開のための技術的準備が完了した後であっても受理官庁が定めた期間内に補正を提出した場合、その補正は早期公開には反映されず、再公開の対象となるでしょう。

PCT 規則 26 の 2.1(a) に基づく優先権主張の補正又は追加を行う必要はありますか？ そのような補正/追加は、早期公開を請求する前に行ってください。そうでなければ、早期公開の請求が技術的準備の完了前に取り下げられない限り、補正/追加の請求は提出されなかったものとみなされます (PCT 規則 26 の 2.1(b) 参照)。

寄託された生物試料への言及を含めたいですか？ これらも早期公開の請求を行う前に提出する必要があります (PCT 規則 13 の 2.4(c) 参照)。

早期公開の請求方法と適用される手数料

国際出願の早期公開の請求は、直接国際事務局 (IB) に提出する必要があります (PCT 第 21 条(2)(b) 及び PCT 規則 48.4 参照)。請求するには、高度な認証有るか無しの ePCT 経由で、国際出願の早期公開を請求する署名付きの書簡をアップロードするか、或いは高度な認証を用いた出願へのアクセスがあれば、ePCT アクション機能の「早期公開請求」“Request for Early Publication”を完了することです。

早期公開の請求が提出され、国際調査報告若しくは PCT 第 17 条(2)(a) に基づく宣言が国際出願に併せて公開用にまだ利用可能となっていない場合には、公開が行われる前に 200 スイスフランの特別公開手数料の支払が必要となります (PCT 規則 48.4(a) 及び PCT 実施細則第 113(a) 号参照)。この手数料は、国際調査報告若しくは宣言を受け取った後に個別に公開する際の費用に充てられます。一方、報告がすでに提供されている場合は、手数料の支払は必要ありません (PCT 規則 48.4(a) 参照)。

早期公開請求の結果

公開は直ちに行われるものではありません。IB が早期公開の請求を、適用される場合は PCT 規則 48.4(a) に基づく手数料と併せて受け取った後、国際公開は (該当する場合) 翻訳文と技術的準備の完了次第、速やかに行われます。出願人はその後 IB から様式 PCT/IB/345 経由で公開予定日が通知されます。平均すると、早期公開の請求日から 4 週間から 8 週間以内に IB による準備作業が完了すると考えていいでしょう。特別公開手数料が発生しており、それが未払であれば出願人は IB から手数料の支払を求められ、その間は請求は処理されません。

出願人の皆様には ePCT を利用して出願状況をご確認いただきますようお願いいたします。ePCT の該当する出願のページ上部にある「タイムライン」“timeline”のリンクは、主要な PCT 期日や国際出願の期限の一覧表を提供しています。個別の出願に関するご質問は、出願を担当するオペレーションチームにお問い合わせ下さい。